

大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」改定に向けた進捗報告について

1 改定目的

区では、現行の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区）の目標年次である令和2年度の到達にあたり、これまでの事業の実施状況を検証・評価し、今後の方針について定める必要があります。

今回の改定は、バリアフリー法で新たに位置づけられた教育啓発特定事業や合理的配慮の考え方等を踏まえ、心のバリアフリーや情報伝達、人的対応・接遇、維持管理等の取組を拡充します。そして、行政・区民・事業者等との連携・協力のもと効果的な施策を展開するため、バリアフリー法に基づき、地区単位でのバリアフリー化の取組を示す大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」を定めます。

2 “すいすい”プランの主な取組と成果について

現行の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区）では、基本的な取り組み方針や特定事業計画に基づき、重点整備地区におけるハード・ソフト両面における取組を設定し、移動等円滑化の実現に努めてきました。

【別紙1】

3 大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」改定骨子案について

大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の改定に向けて、令和4年8月2日～16日にかけて、第29回大田区移動等円滑化推進協議会を书面開催し、委員の意見を集約したうえで骨子案を作成しました。【別紙2】

4 今後のスケジュール

- (1) 現在、第29回大田区移動等円滑化推進協議会での意見を集約し、素案の各章を修正中
- (2) 第30回大田区移動等円滑化推進協議会にて「素案」の報告
※実施時期：令和4年10月19日（水）
- (3) 令和4年11月15日（火）まちづくり環境委員会にて「素案」の報告
- (4) パブリックコメントを実施し、意見を集約後に改定案を作成
※パブリックコメント実施期間：
令和4年11月16日（水）から12月7日（水）まで
- (5) 第31回大田区移動等円滑化推進協議会にて「改定案」の報告
※実施時期：令和5年1月18日（水）
- (6) 大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の改定
※実施時期：令和5年3月

1 主な取組

- 現行の“すいすい”プラン(蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区)では、基本的な取り組み方針や特定事業計画に基づき、重点整備地区におけるハード・ソフト両面における取組(特定事業)を設定し、移動等円滑化の実現に努めてきました。

太田区移動等円滑化推進計画
“すいすい”プラン【改定中】

- ・蒲田駅周辺地区
- ・大森駅周辺地区
- ・さぼーとぴあ周辺地区



➤ 移動等円滑化の目標

「移動しや“すい”みち、使いや“すい”施設でみたされる街 おおた

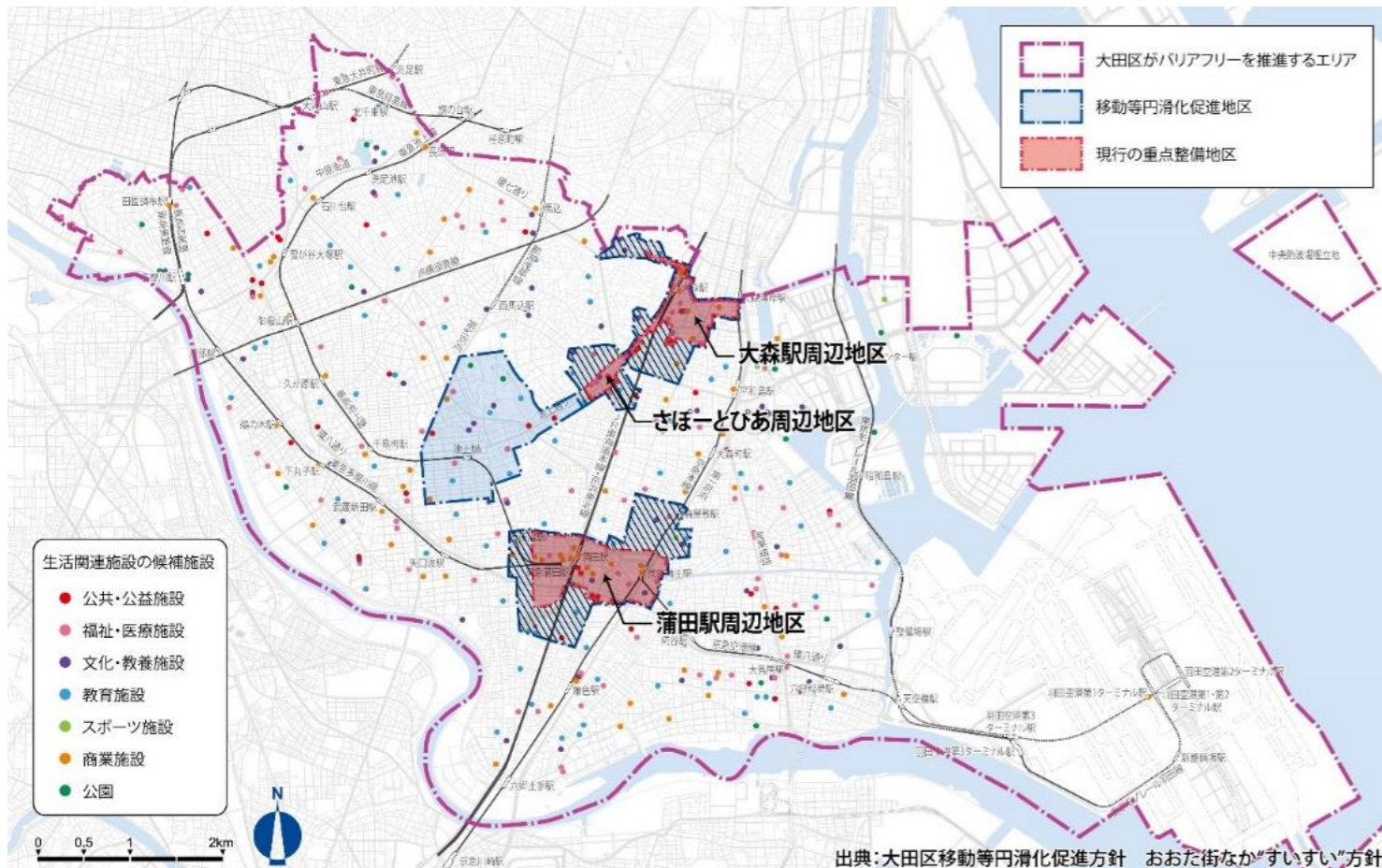
(1) 特定事業

- 特定事業とは、重点整備地区における移動等円滑化を実現するため、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組む事業です。

(2) 重点整備地区等

- 大田区全域を対象にバリアフリー化を進めるため、移動等円滑化促進方針において下図のとおり、大田区がバリアフリーを推進するエリア、移動等円滑化促進地区、現行の重点整備地区を設定しています。

<重点整備地区等の対象範囲>



出典：大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針

2 特定事業の進捗状況

(1) 特定事業進捗状況一覧

● 蒲田駅周辺地区

区分	令和2年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
全事業	100	11	16	15	142
(進捗率)	70%	8%	11%	11%	100%

● さぼーとぴあ周辺地区

区分	令和2年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
全事業	8	6	1	2	17
(進捗率)	47%	35%	6%	12%	100%

● 大森駅周辺地区

区分	令和2年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
全事業	54	8	5	5	72
(進捗率)	75%	11%	7%	7%	100%

(2) 特定事業の具体例

- “すいすい”プラン(蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区)に基づき、実施した主な特定事業は以下のとおりです。

- 多機能化粧室の改修 (外部)



場所：JR蒲田駅

- (内部)



- 道路から出入口までの段差解消 (整備前)



場所：大森駅東口駅前広場(バス案内所)

- (整備後)



成果

- ◆ 蒲田駅、大森駅及びさぼーとぴあ周辺地区を重点整備地区と定め、生活関連施設及び経路におけるバリアフリー化を推進した。

- ・ 蒲田駅周辺地区：事業進捗率89%
- ・ 大森駅周辺地区：事業進捗率93%
- ・ さぼーとぴあ周辺地区：事業進捗率94%

課題

- ◆ 既存建物の構造上や予算の制約、関係者との協議が進まない等の理由によりハード整備の対応が困難な事業がある。
⇒ ハード整備が実施されるまでの間、施設利用の利便性・安全性を補完する取組を令和4年度改定の“すいすい”プランで位置付ける。

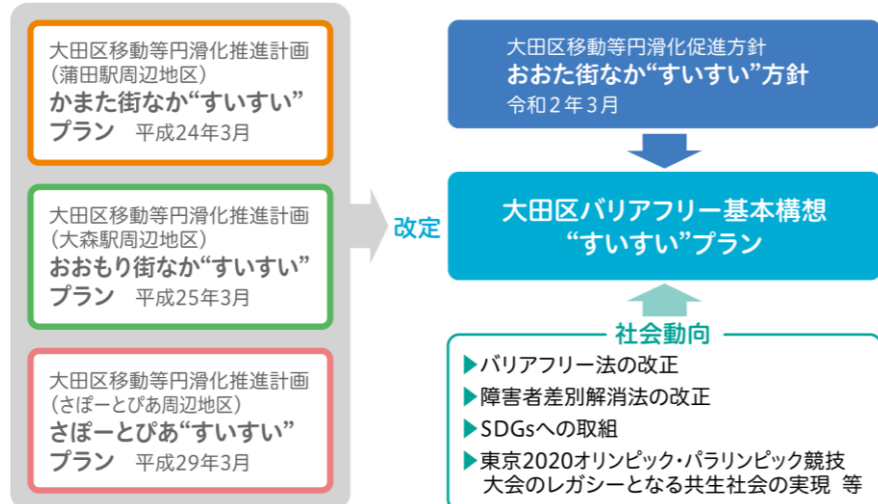
第1章 “すいすい”プランの改定

1-1 これまでの経緯

- 大田区では、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、平成23年度から、蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区における「すいすい」プラン」を策定し、街なかの移動等円滑化の取組を進めてきました。
- 平成30年のバリアフリー法改正を踏まえ、令和元年度に区全体の移動等円滑化の方針を示した「おおた街なか“すいすい”方針」を策定しています。

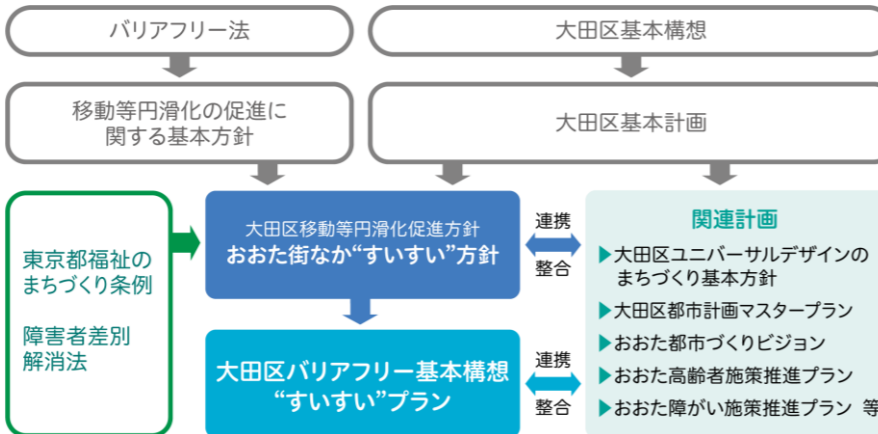
1-2 改定の背景と目的

- 現行の“すいすい”プランは、令和2年度の目標年次に到達しています。
- バリアフリー法の改正など、社会動向を踏まえ、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進するため、“すいすい”プランを改定します。



1-3 本構想の位置づけ

- バリアフリー法に基づき、重点整備地区を対象とした面的・一体的なバリアフリー化を進めるための指針を示すものです。
- 大田区基本構想・基本計画、おおた街なか“すいすい”方針に即し、区に関連する分野別計画等との連携・整合に留意し、定めます。

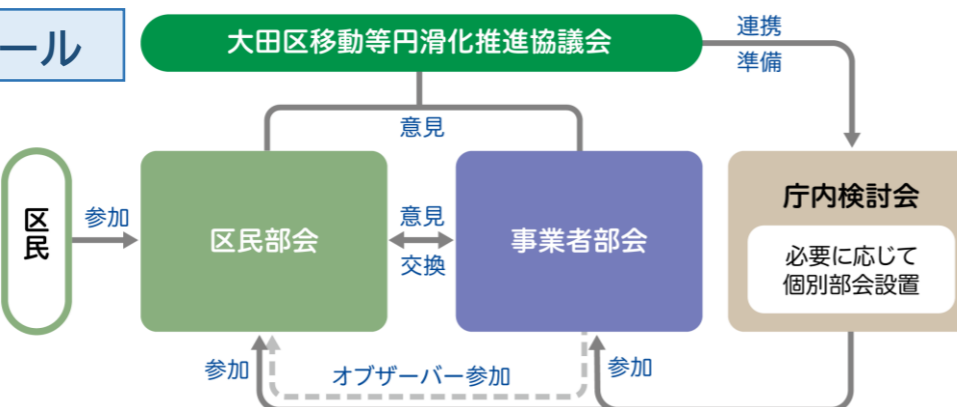


1-4 計画期間

- 計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

1-5 検討体制・スケジュール

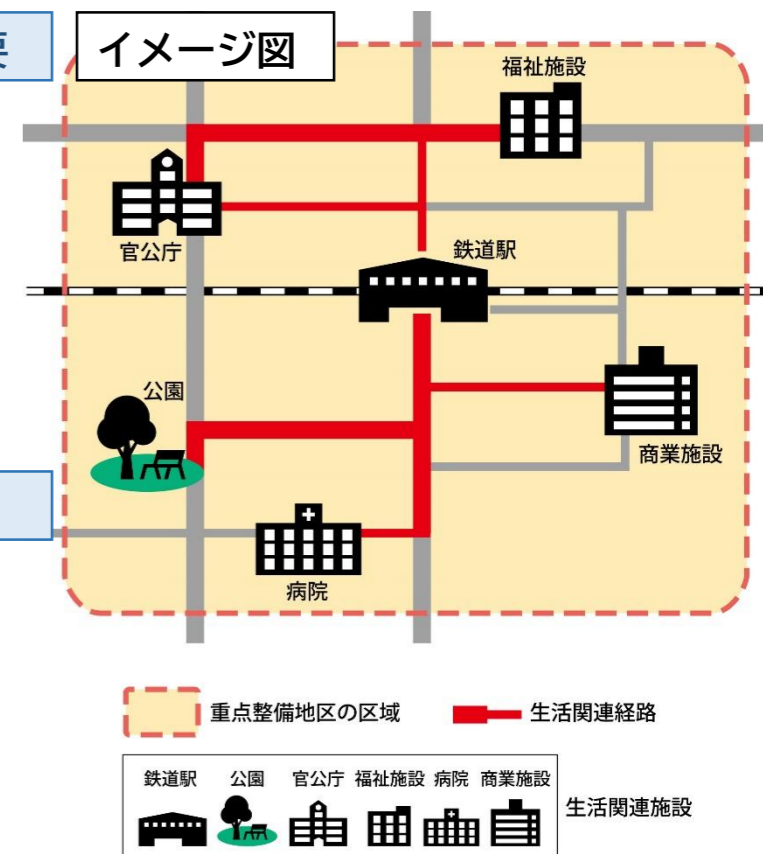
- 右図の検討体制のもと、区民参加を得ながら、事業者と適宜調整を図りつつ改定のための検討を進めます。



第2章 重点整備地区の設定

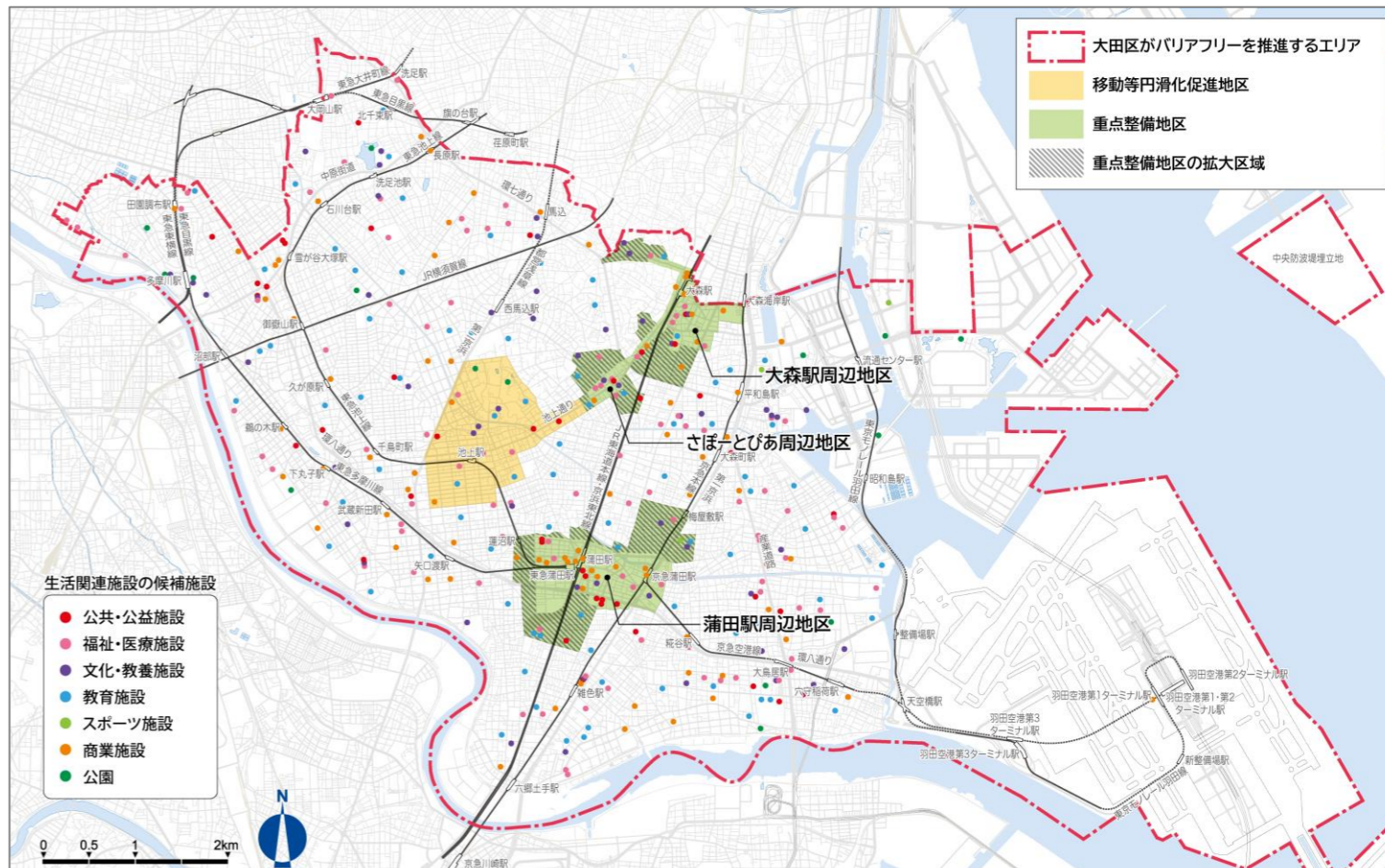
2-1 バリアフリー基本構想制度の概要

- 公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、以下の①～⑤を定めます。
 - ①重点整備地区
 - ②生活関連施設
 - ③生活関連経路
 - ④基本的な取組方針
 - ⑤特定事業



2-2 重点整備地区の位置及び区域

- 蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区を引き続き、重点整備地区として指定します。
- 重点整備地区の区域は、おおた街なか“すいすい”方針で定めた区域(移動等円滑化促進地区)を基準として拡大します。



Update 【主な改定内容】

- ◆ 重点整備地区の区域は、改定前の区域から2倍程度拡大します。

大田区バリアフリー基本構想「すいすい」プラン改定骨子案について

第2章 重点整備地区の設定

2-3 生活関連施設の設定

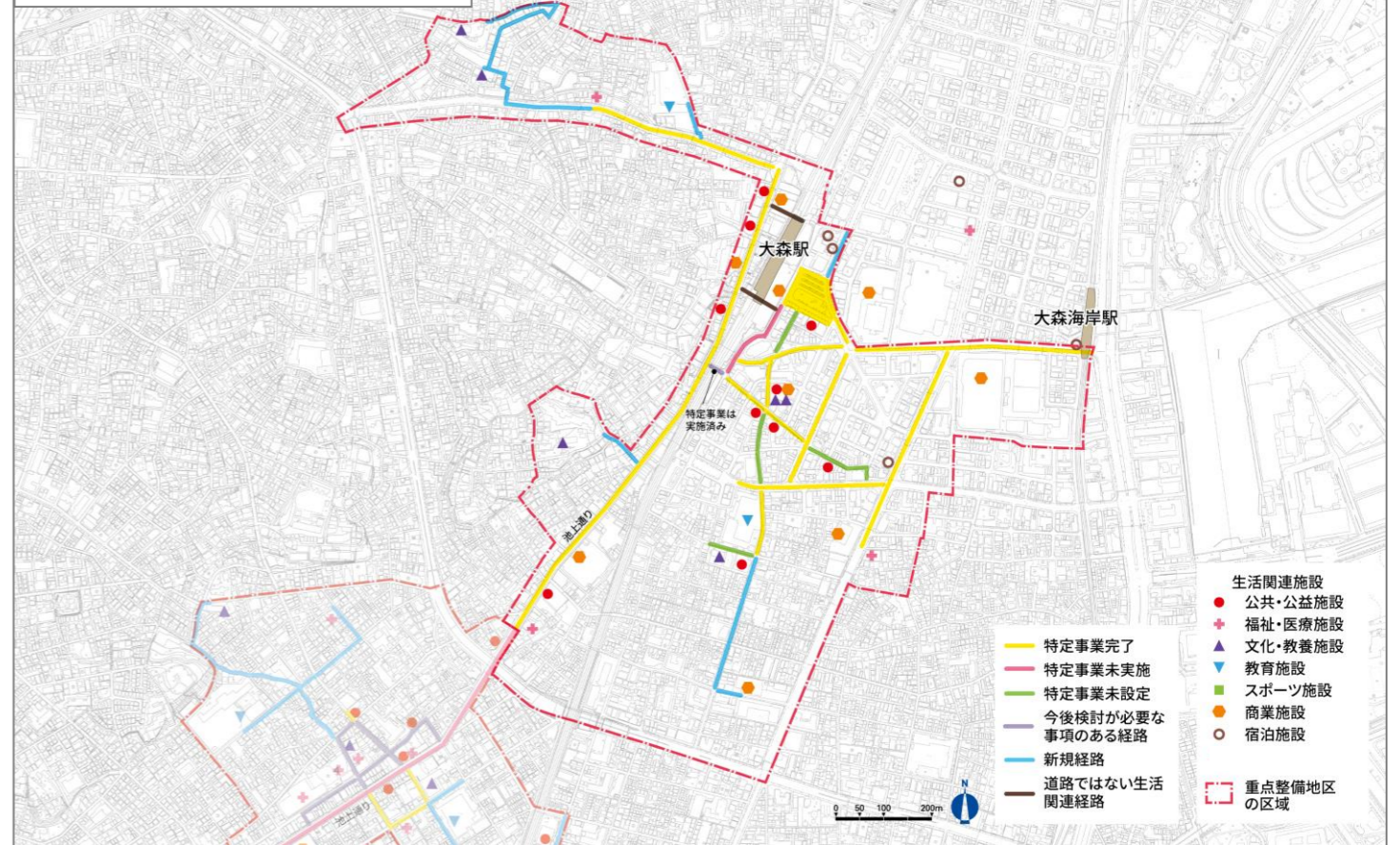
- 生活関連施設は、おおた街なか“すいすい”方針及びバリアフリー法の改正内容を踏まえて設定します。
- 下表に示す施設を生活関連施設の候補とし、各地区における立地状況を勘案して、具体的な生活関連施設を設定します。

種類		対象範囲
公共交通	旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅
建築物	公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等
	福祉・医療施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院等
	文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等
	教育施設	公立小学校、公立中学校等
	スポーツ施設	総合体育館
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店
	宿泊施設	都市ホテル(床面積1,000㎡以上のもの)

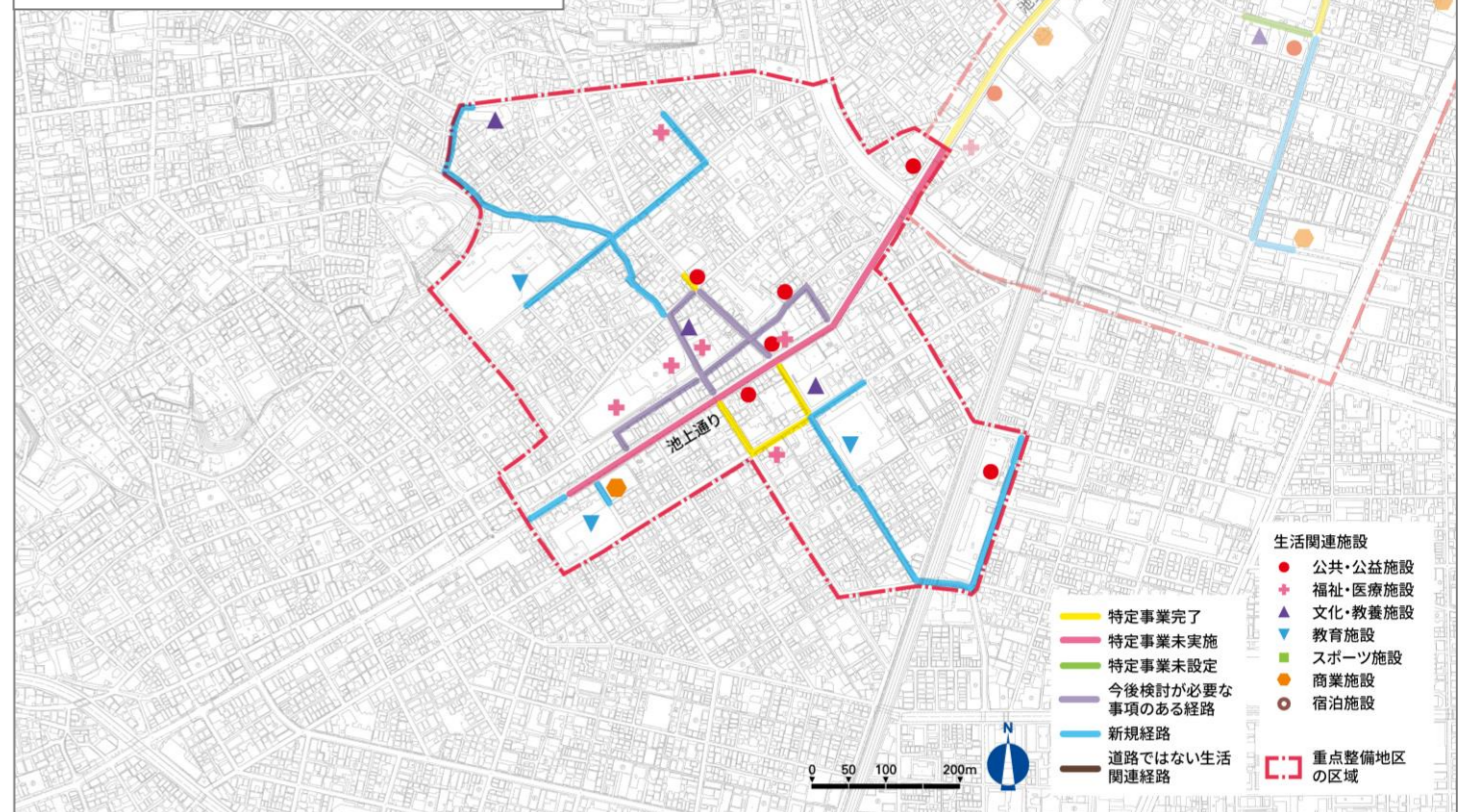
2-4 生活関連経路の設定

- 生活関連経路は、以下の条件で設定します。
 - ①生活関連施設間の経路を対象とします。
 - ②歩道のある道路を原則とします。
 - ③鉄道駅またはバス停からの動線と生活関連施設間の移動に配慮した動線を設定します。
 - ④生活関連施設の出入口は、生活関連経路と接道するようにします。

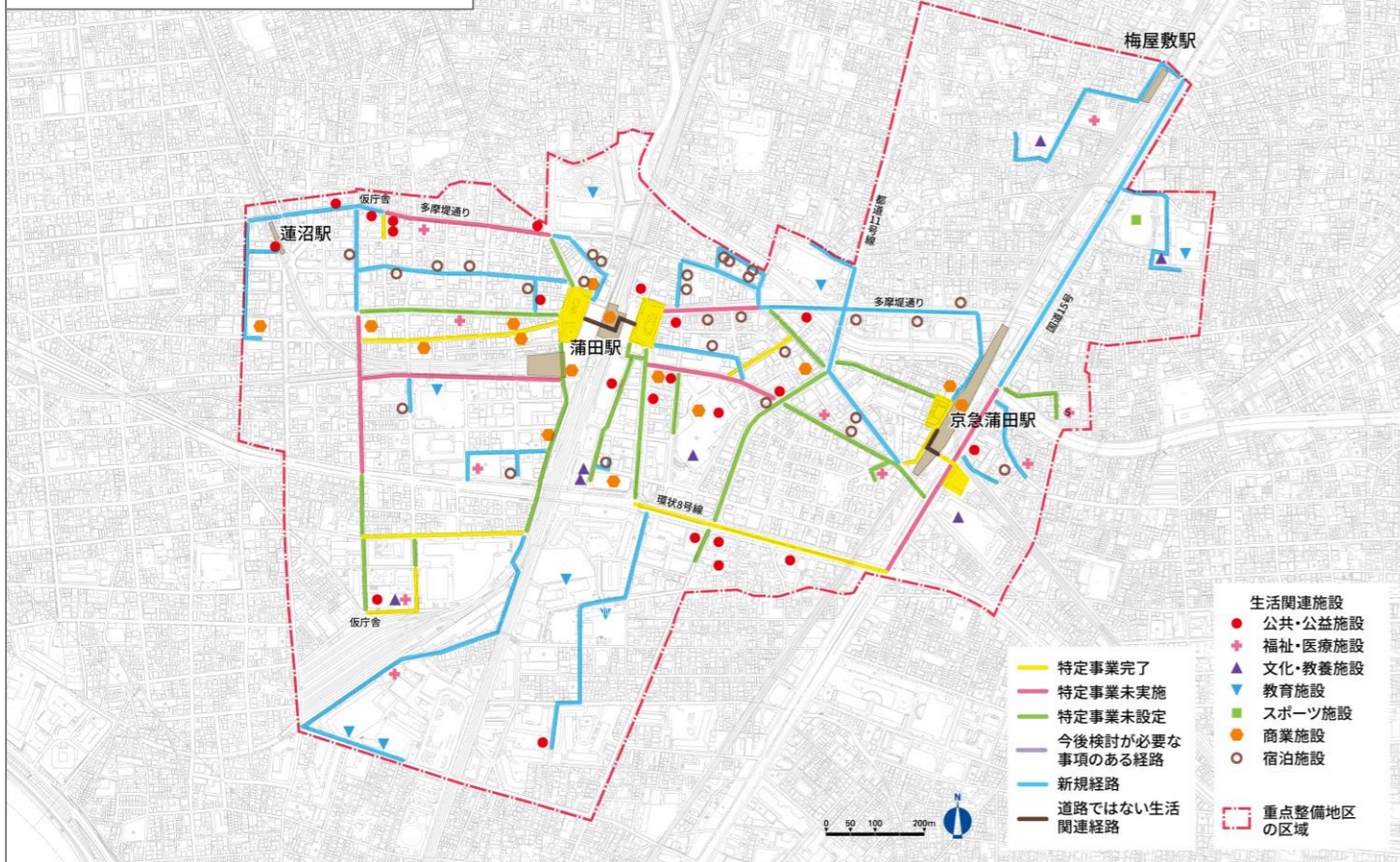
〈重点整備地区・大森駅周辺地区〉



〈重点整備地区・さぼーとびあ周辺地区〉



〈重点整備地区・蒲田駅周辺地区〉



Update 【主な改定内容】

◆生活関連施設に教育施設(公立小・中学校等)を追加します。

大田区バリアフリー基本構想「すいすい」プラン改定骨子案について

第3章 バリアフリーに関する区民意見

3-1 区民部会の開催の流れ

- バリアフリーに関する意見を聴取するため、区民部会やまち歩き点検を実施しました。

3-2 まち歩き点検を踏まえた主な意見と課題

- まち歩き点検の結果を踏まえ、バリアフリーに関する課題を整理しました。

3-3 対応困難な事業の代替案

- 課題に対して事業者から対応困難と回答のあった事業について代替案を検討しました。

第1回(令和3年10月19日/書面)

- まち歩き点検の進め方
- 点検のポイント 等

【まち歩き点検】

- 蒲田駅周辺地区/3ルート(10月28日)
- 大森駅周辺地区/1ルート(11月9日)
- さぼーとぴあ周辺地区/1ルート(11月9日)

第2回(令和3年12月20日/対面)

- まち歩き点検の振り返り
- 移動等円滑化の課題整理 等

第3回(令和4年6月8日/対面)

- 特定事業等案の確認
- 特定事業等の代替案の検討

第4回(令和4年9月9日/対面)

- 骨子案について報告
- 特定事業等の結果報告
- 代替案の名称案検討 等



● 区民部会の様子



● まち歩き点検の様子

第4章 基本的な取組方針

- 区民意見を踏まえ、重点整備地区である蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区におけるバリアフリー化推進に向けた基本的な取組方針を定めます。

4-1 施設と経路のバリアフリー化の取組方針

- 鉄道駅やバス乗り場等の公共交通、生活関連経路である道路、生活関連施設である建築物のバリアフリー化の取組方針を示します。



● 誘導用ブロックの設置



● 音響式信号機の設置



● トイレの整備



● エレベーターの整備

NEW 【主な改定内容】

- ◆新たに「教育啓発特定事業(心のバリアフリー事業)に関する取組方針」を設定します。

4-2 教育啓発特定事業(心のバリアフリー事業)に関する取組方針

- 心のバリアフリーを推進するための取組方針を示します。

区民の取組

- ① 自転車利用者のマナーの向上
- ② 高齢者、障がい者等への接し方、支援の方法などの習得
- ③ バリアフリーに関する活動への参加など、一人ひとりの自発的な取組

事業者の取組

- ① 職員等の教育の充実
- ② 知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人に対する適切な対応
- ③ 聴覚障がい者とのコミュニケーション対応

区(行政)の取組

- ① 区民と事業者が取り組む心のバリアフリーについての広報・啓発活動
- ② 講習会や交流会の開催
- ③ 小中学校における教育の実施

第5章 特定事業等の設定

5-1 特定事業等の概要

- 移動等円滑化の課題を抽出し、区民部会及び事業者部会の検討を経て、特定事業等を設定しました。

特定事業・その他事業	代替案によるソフト事業	継続検討事項
1 公共交通特定事業 2 建築物特定事業 3 道路特定事業 4 交通安全特定事業 5 教育啓発特定事業(心のバリアフリー) 6 その他の事業	○緊急時において逃げ遅れが発生しないよう、人による確認 ○常時、案内人の配置 ○階段昇降に際しての人による注意喚起 等	○事業者との調整、改善・努力の誘発 ○代替案によるソフト事業 ○実施依頼 ○ハード整備の検討 等

- 特定事業等・その他の事業：概ね10年以内でハード整備等を行う事業

- 代替案によるソフト事業：ハード整備に代わり人的対応を行う事業

- 継続検討事項：10年以内に実施が難しい事業や実施時期が未定な事業等

NEW 【主な改定内容】

- ◆ハード整備実施までの間、人的対応などにより補完を行う「代替案によるソフト事業」を設定します。



- バリアフリーのハード整備が難しい場合、代替案となるソフト事業の実施を促し、ハード整備を実施するまで、施設等の利便性・安全性を補完します。

- 代替案によるソフト事業

NEW 【主な改定内容】

- ◆新たに「教育啓発特定事業」を設定します。



- 小学校における心のバリアフリーの普及啓発

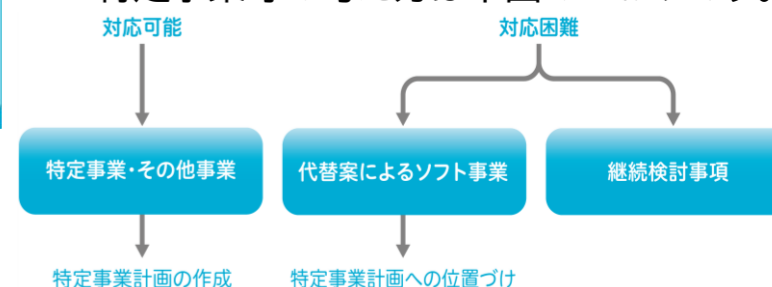
- 心の障壁(バリア)を取り除き、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を推進することを目的とし、新たに特定事業を設定します。

5-2 蒲田駅周辺地区

5-3 大森駅周辺地区

5-4 さぼーとぴあ周辺地区

- 蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区における、特定事業・その他の事業、代替案によるソフト事業、継続検討事項を示します。
- 特定事業等の考え方は下図のとおりです。



第6章 本構想の推進に向けて

- 事業を推進するため、特定事業計画を策定するとともに、協議会において、適切な進捗管理を行います。
- 概ね5年ごとに本構想の評価を行い、必要に応じて本構想の見直しを検討します。

